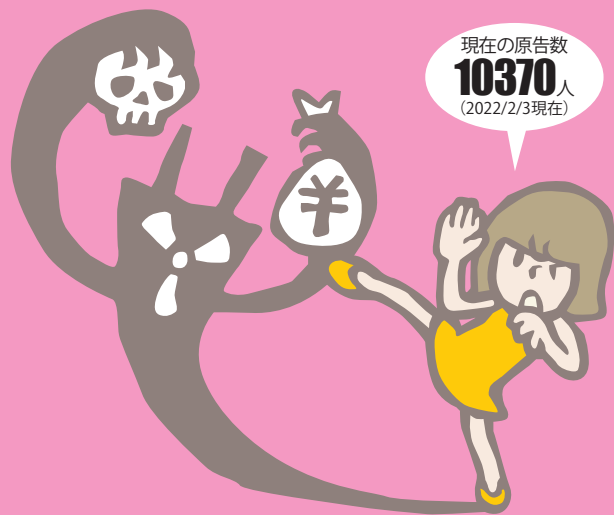


# 原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元  
「原発なくそう!九州玄海訴訟」  
原告団・弁護団

2022.Mar  
Vol.38

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階  
佐賀中央法律事務所気付 TEL0952-25-3121/FAX0952-25-3123



## 第38回 口頭弁論を終えて

原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団共同代表 花島 敏雅

なくそう原発!九州玄海訴訟は福島第一原発の過酷事故の翌年1月、佐賀、福岡等の住民が玄海原発の運転で、人権の中核である人格権が侵害される危険が発生する事を理由に、国と九州電力を被告に、原発の運転差止めを求めて10年を迎えました。

今回は未だに帰還困難地域が解除されず、故郷に帰れない福島県浪江町津島地区(津島地区は玄海町より面積広い)の行政区長で、「故郷を返せ!津島訴訟」の原告団長今野秀則さんに意見陳述をして戴きました。放射能汚染を今も放置している国と東京電力に対する怒りと平和でのどかだった事故前の暮らし、故郷に戻れない悲しみを訴えられました。翌日は佐賀市アバンセで今野さんと大塚正之弁護団共同代表から現在も深刻な被害が続いている現地の状況について報告を受け、怒りを共有するとともに裁判への確信としました。

3月4日ウクライナに侵略していたロシア軍がウクライナ最大の原発を攻撃したニュースが飛び込んで来て世界中を震撼させました。人類の生存を脅かすこの蛮行に、強い怒りを表明すると共に原発廃炉の確信を一層強くしました。

第38回  
口頭弁論

## 東島弁護士の ココがポイント!



今回、原告側は準備書面83・84を提出しました。83では、まず、近時5年間の佐賀県の原子力防災訓練(避難訓練)の実態から実効的避難は無理であると主張しました。屋外避難の参加者は極めて少なく、複合災害も具体的には想定できず、バスの確実な配備の確認もできないなど実際の事故での実効的避難の確認ができないものです。また、避難シミュレーションは実際の災害時とほぼ同じ状況を想定しその条件をそろえた上で行わなければならないが、佐賀県のそれは条件をそろえておらず、避難の

実効性の確認にはなりません。84では、火山噴火のうち、火山灰の危険性について主張しました。火山灰で原発のフィルターが目詰まりや、道路への降り積もり(晴天時に5cm、雨天時に5mm)で一般車両は通行不能になります。また、規制委員会は、噴火レベルについても十分に安全を確保するには過小の想定をしていますし、火山灰の大気中濃度の推定手法でも手抜きをしています。

他方、国は、火山について九電とほぼ同じ主張の準備書面を提出しました。

津島訴訟原告団長の今野さんが原発事故後いまだ戻れないふるさと喪失の苦しみを陳述しました。

## 目次 Contents

口頭弁論を終えて・ココがポイント…………… 1  
第38回意見陳述書(今野秀則氏)…………… 2-5

団長コラム…………… 6  
原子力防災訓練を見学して…………… 7  
今後の日程等…………… 8

# 意見陳述



ふるさとを返せ!津島訴訟原告団長 今野 秀則さん

## 1.はじめに

今野秀則です。以下、原発事故による過酷な被害の実情を述べ意見陳述といたします。

私は、東日本大震災・福島原発事故前は福島県浪江町津島地区(95.5km<sup>2</sup> 東京・山手線内側の約1.5倍の面積 約450世帯、約1400人)に住んでいました。津島地区は浜通り阿武隈山地の太平洋に面した側、事故を起こした原発から20~30kmほど離れた場所にあります(別紙①)。地震による被害はほとんど無いにも拘わらず、原発事故による高濃度の放射能汚染のため地区全域が帰還困難区域とされたため避難を強いられ、現在は中通りの安達郡大玉村で暮らしています。

## 津島地区位置図



## 2. 事故直後の状況

その津島地区に、原発事故後の3.12、原発により近い沿岸部から浪江町民など1万人近くの人びとが避難してきました。住民は避難者を地区内の小・中学校や集会所、更には自宅にも受け入れ、炊き出しなどを行って懸命に支えました。私も行政区長として地区の集会所を開放し、避難所まで案内などをしました。当時の混乱した状況の例を挙げれば、

町の中心部から地区に通じる約30kmの国道114号は車が数珠つなぎの状態となって辿り着くのに5~6時間を要し、避難所となった小・中・高校の校庭や周辺は車で溢れ、避難所内は足の踏み場もないほどの混雑、地区内唯一の医療機関である津島診療所には大勢の受診者が殺到、20~30人もの親戚・縁者を受け入れた民家も多数あります。地区内は避難者であふれかえり、騒然とした雰囲気と底知れぬ不安に包まれました。

原発事故による放射能汚染の情報は、国、県及び東電からは一切ありませんでしたが、TV報道や近隣町村の避難状況に鑑みて、津島地区が20km圏外にあるとは言えいつまでも留まることはできないと、3.15の町災害対策本部会議で町長が避難を決断し、その日のうちに地区住民、避難者共に町外に避難をしたのです。

3.15の避難当日、私は町の要請で担当する行政区内(50戸)を回って避難を呼びかけましたが、不在の家もあったため先に妻と娘を福島市内の妻の実家に避難させてその日は家に留まり、翌日再度各戸を巡回後避難しました。

## 3. 避難の経緯

避難当初は2~3日、長くても1週間程度で戻れるだろうと思いましたが、しかし、事故の深刻さ、過酷さが判明するに従いその希望が打ち砕かれ、現在に至る長期の避難生活を強いられることとなったのです。この間、3月一杯は福島市内の妻の実家、その後福島市、南相馬市の2か所のアパート暮らしを経て、独り立ちした娘と別れ同年12月から妻とともに中通りの本宮市内白沢地区に借り上げ住宅を確保して5年を過ごし、平成28(2016)年12月から5か所目の避難先として中通りの安達郡大玉村に家を新

## 今野さんの避難経路



築して移り住み現在に至っています。

この間、数え上げられないくらい色々なことがありました。いくつか例を挙げれば、避難直後にチェルノブイリ同様になるという虞れから思い出が詰まったアルバムを持ち出したこと、4か所目の見知らぬ土地の借上住宅に入居した際には不安で心細く思っている私たちを隣組の皆さんが歓迎会を開き暖かく迎え入れてくれ心から感謝したこと、事故後約1月後に連れ出した愛犬が4年後の2月に突然下血し雪を真っ赤に染めて死んでしまったこと、事故直後から避難先で開いた地区区長会(8人)で毎月のようにふるさとの復興再生を協議し、せめて自らで各戸の線量を図って地区民に伝えようとそれぞれが担当する範囲を計測し続けたこと、平均すれば月1回程度立ち入り許可を得て自宅の維持管理に努めたことなど、挙げればきりがありません。

#### 4.ふるさとの豊かな暮らし

津島地区は農業を基本に、酪農・畜産業や特産の御影石を扱う石材業、全国的にも有名な銘木・津島松などの林業が主な産業で、決して経済的に恵まれているとは言えません。

しかし、ふるさとである津島地区には、お金では測れない「豊かさ」がありました。四季鮮やかな豊かな自然の中で、先代から受け継いだ歴史、伝統、



#### 神社祭礼(津島稻荷神社)

上津島、下津島の稻荷神社祭礼 上津島に伝承される三匹獅子(ひよっとこはその道化役)や子供達の餅つき、婦人会の踊りなどが披露され、賑やかに執り行われる

他の部落でも同様に神社の祭礼が行われる

文化、伝承芸能、お墓などを大切に守り、住民同士の強い絆の下に、年中行事を楽しみながら互いに交流し助け合って暮らす、平穏な日常の暮らしです。地域社会の中で日々平穏に生活することが、私たちにとって生き甲斐であり、楽しみ、喜びなのです。また、先人が営々として築き私たちに託したものを受け継ぎ、さらに住み良い地域にして、それを将来世代につなげていくために、地区挙げて地域作りや活性化の事業に取り組むことも大きな喜びでした。

ふるさとは、私たち地域住民の生活や思い出の全てが詰まっています。そこでこそ私たちは地域で暮らす住民として、人間として、尊厳ある生活が出来るのです。

そうしたなかで、私は、祖々父母から4代目となる旅館業を受け継ぎ、古い家を大切に守って暮らしてきました。幼いころから雑巾がけや掃き掃除など父母を手伝い、長じては父母とともに庭木の剪定や草むしりなども行って、四季折々の花々に心を癒され楽しむ日々を送っていたのです。当然ながら、地域の人々との交流を繰り返す、生きがいを感じる毎日でした。

別紙②をご覧ください。

P.1に庭に咲く花の一部を載せました。季節毎に咲く花々を眺めるのが嬉しく楽しいため、花が終わ

った後の剪定は欠かさず行ってきました。広い庭の沢山の植木を剪定し除草するのは大変ですが、生きがいでもあったのです。

P.2は自宅周辺の空撮写真で復興拠点区域に含まれますが、今や家屋解体が進んで完了札が墓碑銘の様に立つ空地だらけになってしまいました。

別紙③をご覧ください。地区内の年中行事の一部を掲載しました。年中行事などは、町内会(隣組／小字)＜行政区(大字)＜津島全域、と重層的に行われます。このため、ほとんどの地区民は親密な交流を図ることとなり、顔見知りとなります。つまり、個人＜家族＜町内会＜行政区＜津島全域の人々との繋がり・交流が生まれ、地域社会での暮らしに喜びや楽しみ、生きがいを感じて暮らせるのです。これは、一人私個人に限るものではなく、地区民皆同じことです。

別紙④を見てください。地区に伝わる伝承芸能の「田植え踊り」で約300年余の歴史を有し、福島県重要無形民俗文化財に指定され地域住民の誇りです。私は地区の郷土芸術保存会長として保存継承に関与し、一緒に舞に加わりましたが、地域の歴史や地域の人びととの一体感に身を置く感慨を覚え、心が高揚する充実感に充たされました。

### 5.避難生活を強いられる苦悩

このような何気ない、しかし、私たちにとって大切な地域の生活は、原発事故による極めて高い放射能汚染のために、突然奪われ、断ち切られてしまいました。地域の人々は文字通り県内外に離散し、親戚、友人との普段の交流もままならない状況に追いやられました。何の罪科もない私たちにとって、これほどの理不尽、不条理はありません。

後に判明したのですが、3/12～15の間、特に3/15には風向きや関係や降雨、降雪のために、津島地区は高濃度の放射能に汚染され避難してきた人も住民も被曝していたのです。事故後既に10年余が経過しますが、依然として高い放射線量に汚染されたふるさは帰還困難区域とされて立ち入りが制限され、現在に至るも基本的に、何時戻れるのか、果たして帰れるのかさえ分からないまま避難

生活を続けざるを得ない状況にあります。

ふるさを追われ、ばらばらに避難を強いられた私たちは、人間としての居場所を奪われました。身にまとうすべての衣をはがれ裸同然の状態に放り出されて、孤立した生活を今も強いられているのです。この間、生きるために数多くの選択を迫られましたが、自ら望んだ選択肢はただの一つもない過酷な生活です。

一方で、ふるさとへの痛切な思いがこみあげ、帰りたい強い気持ちが募って、ふるさとにつながる話題や物事に接する度に、胸をかきむしられるほどの苦痛を抱きます。国、東電は私たちの人生を奪い、地域に住む人間としての誇り、尊厳ある存在を奪い去ったのです。ふるさは、唯一無二のかけがえのないものであり、代替え出来ません。決して金銭には代えられず、賠償が支払われても満たし得ないものなのです。

私自身は、不肖ながら地区住民のほぼ半数で構成する原発事故被害者原告団の団長の職にあるためそれなりに多忙ですが、ふと気づくと奈落の底が抜けるような不安、空虚感、所在のなさに茫然自失する日々があります。地域社会の縁を失うのはそれほどに辛いことなのです。

### 6.津島地区の現状

現在、帰還困難区域である津島地区は、僅かに地区の1.6%(1.53km<sup>2</sup>)に過ぎない一部で特定復興再生拠点区域(所謂「復興拠点」)の整備や、地区内主要道路の線量低下を図る路側から両側20mの範囲の除染(ただし、規制解除の対象外)など、除染及び家屋の解体が進められています。一方、これまで放置され続けてきた拠点区域外(所謂「白地地区」)については、与党の第10次提言を受けて国は昨年8月末に、帰還意向に応じて必要な個所を除染し2020年代に規制を解除する方針を新たに示しましたが、謂わば点の除染に留まり、依然として地区全体に係る明確な方針は示されません。しかも、新たな方針がどこまで踏み込んだ対応をするか今後の課題として残されています。

無人状態で管理が行き届かないふるさは荒廃

が進み、家や庭は荒れ放題となり森に飲み込まれようとしています。また、柳などの雑木が生い繁る田畑は林、森に変貌してしまいました。ネズミやイノシシ、ハクビシン、猿などが跋扈し、野生動物に入り込まれた家を見る影もないほど荒らされ、悲惨の極みです。住民自らが保安全管理するのは本当に困難な状況です。立ち入りする度に、茫然自失するしかありません。

国は、住宅など生活区域は除染しても山林は除染しない方針です。山林は私たち地域住民にとって水源地であり、子供たちの遊び場、山菜や茸採り、木材資源を採集する場です。地域の住民が日常的に立ち入る生活圏そのものです。山林が8割を超える自然と一体の生活の津島地区で、山林除染をしないのは地域住民に戻るなど言うに等しいことです。地区の僅かな一部のみを除染し規制解除しても、地域の復興・再生は望めません。

10年余を経過した現在でも、空間放射線量は依然として0.3~10 $\mu$ sv/hなどの高い状況にあり、除染せずにそのまま放置されれば、私たちは廃村・棄民を強いられ、ふるさとを失ってしまいます。

### 7.ふるさとを返せ

このように地域の住民は、原発事故が引き起こした悲惨な事態にこの10年余苦しめられ、悔しい思いをしてきました。このあり得ない過酷な状況を引き起こした国及び東電の責任を問い、なんとしてもふるさとを取り戻したいと、半数に及ぶ地区住民が原告団を結成して裁判に臨み、「ふるさとを返せ」と闘い続けています。

私たちは決して金目(賠償)が目当てではありません。ふるさとが汚されたままに放置されず以前の清浄な環境を取り戻したい、ふるさとでの平穏な生活を取り戻したい、そのことだけが私たちの願いなのです。そして、山林を含む地域一帯の豊かな自然の中、喜怒哀楽を共にする地域の人々との平穏な日常の暮らしの中で、生涯を過ごし、終えるのが望みなのです。

原発事故は、国土を実質的に失うような被害、そこに住む地域社会、住民の生活を丸ごと消し去る

ような被害を与えました。私たち地域住民は人生を奪われたに等しい過酷な被害を受けたのです。地域社会は人が生活する根幹を成すものです。それが根こそぎ奪われてしまう、こんなことが許されていいはずはありません。

### 8.原発事故に対する思い

原発事故は、文字通り地域社会を地図から拭いてしまいます。極論すれば国土そのものを失ってしまうのです。人間は放射能を制御する技術を持ちません。原発と人間社会は共存できないのです。現在も、決して「アンダーコントロール」状態にはないのです。原発と言う人間の制御が及ばないものが一度事故を起こせば、如何に悲惨な事態になるか、その過酷な現実を私達は担い続けさせられているのです。

原発は電気を製造する一手段に過ぎません。それが、人々が生活する基本的な権利、生存権や幸福追求権、居住権などの人権に優先するはずはないのです。

原発事故が再び起こらない保障は何処にもないのです。吉田調書に依れば、東日本壊滅を覚悟したとあります。そのような事態を再び引き起こしてはなりません。少なくとも、万が一過酷事故が起こっても、速やかに原状回復できる除染体制を整えて備えるべきなのです。現状は除染して20msv/年を下回れば規制が解除されます。しかし、元の生活ができる程度の現実の生活圏の範囲まで、かつ帰還しても大丈夫な程度の線量、すなわち限りなく1msv/年になるまで除染しないと、安全安心に帰還することは出来ず、ふるさとの復興再生は困難です。

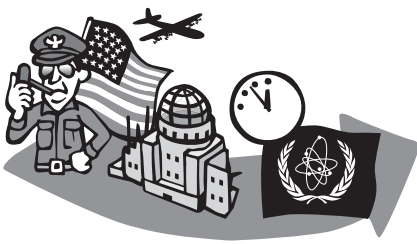
私たちの裁判で1審判決は、原状回復請求、すなわち放射線量を低下させる国及び東電の義務を認めませんでした。であるなら、なおのこと原発は稼働させるべきではありません。

他の人達に、私達のような悲痛な思い、悲惨な生活を味わって欲しくありません。原発事故の過酷な実情を真摯に見つめ、同様の事態を再び引き起こさないよう、心から願わずにはられません。

そのことを申し上げ、私の意見陳述といたします。



## 加速する時代の変化(7) 日本国憲法が原子力を退治する



第二次世界大戦に勝利した連合軍(米国・英国・仏国・中国・ソ連と26カ国) 総司令部GHQの米陸軍元帥は「日本の占領統治」と「朝鮮の南北を分断する朝鮮戦争(1948年)」の任に当たっている。この間、米国大統領は連合軍をまとめて国際連合を発足させている(1946年)。日本の占領統治は日本国憲法制定であった。国民主権、基本的人権の尊重、平和主義、象徴天皇制が定められた(1946年)。一方、朝鮮戦争は大戦後「米ソ冷戦の時代」の火蓋を切った戦争であった。この戦争に触発されて日本は自衛隊を発足し、日米安全保障条約を強化するために米軍の日本駐留を定めた軍事同盟(1959年)となった。

1953年の国連総会は、原子力時代を謳歌するために、核兵器を理事国間の核抑止力として所有を認めるとともに原子力の平和利用として原子力発電を各国に広めた。核兵器と原発はいずれも膨大な数となり、人類の絶滅を午前0時とする「世界の終末時計」は限りなく進んでいる。

2年後に日本も民主、自由、公開を旨とした原子力基本法を定めた。しかしスリーマイル島原発事故(1979年)、チェルノブイリ原発事故(1986年)、そして福島第一原発事故(2011年)と続く大事故は、国連が原発を各国に広めた1953年から2011年まで58年の間に3回の生物の生命など地球の環境に回復不可能な被害を与えてきた。核兵器と原発の核燃料は同じで、違いはエネルギー放出が速いか遅いかの違いに過ぎない。

一万人原告玄海原発裁判闘争の枠組みは「安全

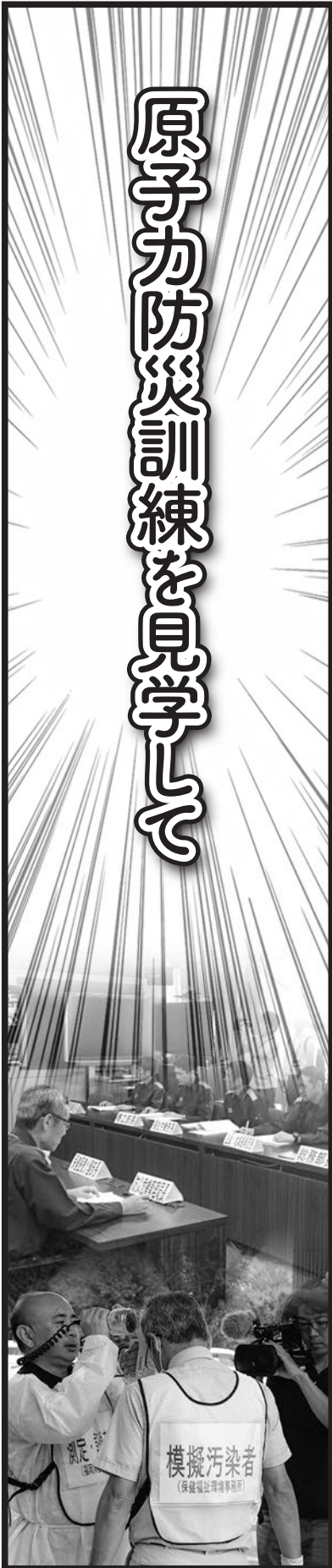
神話と国策民営」であった。核兵器生産は国の責任だが原発の生産責任は大電力会社が担っている。原発の技術研究さえも日本原子力発電(株)会社が請け負っている。1968年に日本を国内生産(市場価格)世界2位に押し上げた原発の経済力を頼っている経済人は多い。玄海原発廃炉を求める1万人原告訴訟は国の「司法と地方自治体への介入」をも明らかにした。

避難計画を考えるには憲法と地方自治法を基本にする。憲法には第11条基本的人権、第13条幸福追求権、第22条居住・移転・職業選択の自由権、第25条生存権、第29条財産権が定められている。地方自治法では自治体は「住民の福祉の増進を図ることを基本にして、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」としている。しかし福島第一原発が住民にもたらした現実、これらの条項を真っ向から否定するものであった。

( ※参考文献 建築とまちづくりNo.516  
「原子力災害避難計画を考える」池田 豊 )

「脱原発と脱炭素の共存は可能」との趣旨で、小泉氏ら元首相細川、鳩山、菅、村山各氏の連名の書簡が2022年1月27日付けで、欧州連合欧州委員会委員長宛てに送付した。これは、原発問題の解決方法として大きく議論できるものである。しかるに、政府は、書簡に不適切な部分「多くの子供たちが甲状腺がんに苦しむ莫大な国富が消え去りました」があると不当な抗議をしている。この10年間、我々は福島で未曾有の悲劇と汚染を目のあたりにしてきたことを決して忘れない、忘れてはならない。

# 原子力防災訓練を見学して



玄海原発の事故を想定した佐賀県原子力防災訓練が2月26日に実施された。「原発なくそう！九州玄海訴訟」では、問題点や課題の把握のため、事故発生から屋内・屋外避難、避難先でのスクリーニング（避難待避時検査）、避難先などでの訓練について、チェックをする取組みを行った。

「原発なくそう！九州玄海訴訟 やまとの会」には、スクリーニング会場となった多久市陸上競技場での行動が依頼され、4名が参加した。訓練作業の状況と感想を述べたい。

11時開始前の10時20分に到着。会場は、入り口に設けられた汚染チェックの場、汚染除去の場の2つが設営され、すでに測定器やテントの設置などは終わっていた。担当者や関係者と見られる人たちが忙しく動き回っておられたが（ゼッケンは付けられていたが）、われわれ部外者は誰が何の指示をされているのか分からなかった。

予定通り11時に、中型バスが到着し測定器前で運転手（運転席の窓から）に測定者が何か説明をされ（2～3分）、その後、バスが測定器（ゲートモニター）を通過、バスの側面はゲートモニターで測定できるが、前面は出来ないため、バスのフロントを手持ちの測定器で測っていた（4～5分）。小型乗用車用のゲートモニタ

ーも設置されていたが、今回はバス1台のスクリーニングだけだった。また、避難者は乗っていない（コロナの影響下のため）。測定者8人は九電の人たちだった。

汚染車の除去では、汚染されたバスは、地面に敷かれたシート（周りは水もれしない様に少し高く囲った）の上で除染作業。ただし、水洗いによる除染ではなく、ブラシでタイヤを除染されたのみだった。（本番でも水は汚染水の処理の関係で使用しない、との説明でした）除染者は福岡の自衛隊員たちだった。

今回は、コロナ禍での様々な制限はやむを得ないが、汚染の測定と除去作業を確認した程度の訓練で緊張感を感じられなかった。いくつか感じたことは以下のとおりです。

- ・今回は、快晴で無風であったが、風向きでしだいでは汚染の広がりが怖い。テントはスクリーニング、除染場の一つだったが、汚染防止の対策が必要。
- ・担当者名のゼッケンを付けておられたが、もう少し分かりやすい大きな字や出来れば目立つ色物などで示してほしい（避難者にも分かるように）。
- ・今回はコロナ禍で被災者が来られなかったが、被災者も含めた訓練が必要。
- ・訓練に参加して状況が把握できたが、多くの県民は知らないと思う。県は今回の訓練内容と問題点を県民に提示してほしい。

# 真っ先に標的となった原発施設

## —ウクライナ侵攻を続けるロシア軍—



ウクライナにはチェルノブイリをはじめとする原発施設が15基存在する。ロシアは原発への攻撃を禁じたジュネーブ諸条約を批准しているが、同国軍はそれを破つての武力での制圧である。

ロシア軍は原発施設を攻撃し制圧することで、ウクライナ国内の電力供給を停止させ、多くの死傷者のもと、現地では混乱を引き起こしている。さらにチェルノブイリ原発では全外部電源停電との報道までである。

本来、原発の安全規定は戦争を想定しておらず、一度大惨事を引き起こせば放射性物質が世界中に拡散することにもなる。すでに国外退避する避難民は200万人を越えた。罪もない子どもや老人、女性たちが戦闘に巻き込まれている。

私たちにできることは何だろう。それは核のない平和な世界をつくり、次の世代へ受け継いでいくことではなかろうか。

(事務局談)



## 今後の日程



### 第40陣追加提訴のご案内

2022年 4月21日(木)

13:00 佐賀県弁護士会館集合  
※締め切りは4月15日(金)午前

### 第41陣追加提訴のご案内

2022年 9月22日(木)

13:00 佐賀県弁護士会館集合  
※締め切りは9月16日(金)午前

### 第39回裁判のご案内

※30分ほど遅く集合となります

2022年 5月20日(金)

13:30 佐賀県弁護士会館集合  
集合場所等の変更がある場合は、ホームページで通知します

### 第40回裁判のご案内

※30分ほど遅く集合となります

2022年 10月7日(金)

13:30 佐賀県弁護士会館集合

発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護団

発行責任者/長谷川照

発行日/2022年3月31日

事務局/佐賀中央法律事務所 気付

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階

TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123